破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１９号
兵庫県芦屋市竹園町３番20号セジュールふみ102
債務者　松浦知佳子（旧姓加地）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市久々知３丁目11番19号
債務者　奥　　嗣夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７３号
兵庫県西宮市上ケ原八番町８番１―404号
債務者　牛島千代子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９号
愛媛県宇和島市別当２丁目５番17―６号　別当市営住宅
債務者　杉森　真美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０８号
大分県杵築市大田波多方834番地
債務者　中野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
大分県中津市大字下池永742番地１　トレステーラ下池永503号
債務者　大塚　明美（旧姓市山）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４―２旭ヶ丘北元２―１―１、住民票上の住所宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２
債務者　新名　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３４号
宮崎県延岡市別府町4021番地３
債務者　稲田　孝光
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４１号
宮崎県延岡市日の出町１丁目19番地５
債務者　松田　寿江
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４２号
宮崎県日向市大字富高74番地３
債務者　緒方　祐喜
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県川辺郡猪名川町差組字向イ211番地の２、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目12番地５
債務者　宮下　茂幸
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県伊丹市西野３丁目222番地　ウエストフィールド205号
債務者　前田　　博
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市長尾台１丁目16番25号
債務者　小野　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番26号　プリンス立花Ｂ棟202号
債務者　村谷　敏幸
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番１―810号
債務者　米澤　勝之
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目13番９号　カワハラハイツ301号
債務者　田見　明美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９号
兵庫県洲本市宇原130番地34　サンパレス戎ヶ丘102号
債務者　長尾　利彦
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係